



市町村が固定資産税を徴収しすぎるミスが全国で後を絶たない。間違った課税額を納めるために自宅の売却を余儀なくされたり、20年間で約4850万円も多くの課税されたりといった深刻な事案も。自治体職員の知識不足や単純ミスが原因で、総務省は対策に乗り出した。専門家は「発覚するのは氷山の一角。課税額が正しいか確かめる自衛策も必要」と指摘する。

自治体職員の知識不足・ミス 「課税額自ら確認を」

2013～14年に発覚した主な固定資産税の過徴収		
自治体	取り過ぎの規模	ミスの概要
栃木県那須塩原市	約7000万円	計455軒の民家などに重複課税ミス
埼玉県新座市	総額は非公表	1つの住宅に減額特例の適用見逃し
埼玉県白岡市	約4850万円	1軒の事務所・倉庫を過大に税務評価
兵庫県加古川市	約1億9000万円	企業の社員寮やグループホームなどへの減額特例の適用漏れ計80件
岡山県真庭市	約6760万円	企業計2社の社屋などに、重複課税ミス
松山市	約2億890万円	アパート所有者ら計311人に減額特例の適用見逃し

固定資産税取りすぎ続発

総務省の調査では2009～11年度の3年間で、固定資産税の取りすぎが発覚して減額修正されたのは全国で25万件以上あった。調査後もミスは続き、14年に入つても兵庫県加古川市で20年にわたり約80件を対象に総額約1億9千万円を過徴収していたことが発覚。埼玉県白岡市では1軒の

計約4850万円をも
徴収していた。

多く間で動も多い。知識や経験不足気味になる」と明す。新座市や加古川市は、歴代担当者がミスを気づかず誤った課税をする年も引き継いでいた。総務省は税の信頼性を関わるとし、自治体の業務担当者を対象とする年次定期研修で固定資本税を重点項目にした。昨年春には外郭団体「資

評価システム研究センターが
「一」と共同で、ミスの原因などをまとめた冊子を作成・全国の自治体に配布して注意喚起した。
全国各地から相談を受ける不動産鑑定士の山口隆氏(72)は「税額の算出方法は複雑で誤つて課税しても表面化していく。納税者はおかしいと思つたら情報公開請求で

対象期間限定

不服審査使い勝手不満

たることもあり、行政訴訟に進めば決着はさらにも長びく。
「取りすぎ」が認められても、全額が返還されるわけではない。多くの自治体は条例で返還する対象期間を限定しており、過去1年分から過去20年分までぱらぱらだ。
固定資産税に詳しい占部裕典・同志社大法科大学院教授は「不服審査の門戸が狭く、また返還のルールも統一されないなど制度の課題は多い」と指摘してい